

重要事項説明書（障がい福祉サービス）

1. 事業所の概要

事業所名	福山医療生活協同組合 ヘルパーステーション城北
所在地	福山市木之庄町三丁目6番10号
事業者指定番号	3411501962（障がい福祉サービス） 3461301222（地域生活支援事業）
管理者・連絡先	牧野美幸 電話：（084）973-6455
サービス提供地域	福山市

2. 事業所の職員体制

管理者 1名， サービス提供責任者 2名， 従業者 17名

3. 営業時間

区分	月～金	土曜日
営業時間	8：30～17：00	8：30～12：30
休日	日曜日、祝日、12月30日～1月3日	

4. サービスの内容

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
食事介助， 排泄介助， 入浴介助， その他の日常生活を営むのに必要な身体介護，
通院介助（身体介護を伴う場合）
- (3) 家事援助に関する内容
調理， 洗濯， 掃除， その他日常生活を営むために必要な家事援助，
通院介助（身体介護を伴わない場合）
- (4) 生活等に関する相談及び助言
- (5) 重度訪問介護に関する内容
- (6) 同行援護に関する内容
移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (7) 移動支援に関する内容
身体介護を伴う移動支援
身体介護を伴わない移動支援
- (8) その他生活全般にわたる援助

5. 利用料金

- (1) 利用料金及び利用者負担額
指定障害福祉サービスの利用料は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくものです。利用者負担額は原則として利用料の1割ですが、利用者負担上限月額を超えて支払う必要はありません。

○居宅介護

(身体介護)

	30分未満	30分～ 1時間未満
単位数	255単位	402単位
利用者負担額	255円	402円

(家事援助)

	30分未満	30分～ 45分未満	45分～ 1時間未満
単位数	105単位	152単位	196単位
利用者負担額	105円	152円	196円

(通院等乗降介助)

単位数	101単位/回
利用者負担額	101円

※1時間以上の利用料金については担当者にお尋ねください。

※通院介助サービスについては、身体介護の有無により、身体介護もしくは家事援助の料金に準じます。

※日中（8時から18時）以外の時間帯については、別途料金加算が発生します。

早期（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時） → 25%割増

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）… 所定単位の27.4%を加算

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）… 所定単位の5.5%を加算

※指定要件を満たした場合は、下記を加算させていただきます。

・初回加算…200単位

・緊急時訪問加算…100単位

○重度訪問介護

	1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分～ 2時間未満	2時間～ 2時間30分未満
単位数	185単位	275単位	367単位	458単位
利用者負担額	185円	275円	367円	458円

※2時間30分以上の利用料金については担当者にお尋ねください。

※日中（8時から18時）以外の時間帯については、別途料金加算が発生します。

早期（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時） → 25%割増

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）… 所定単位の20.0%を加算

※福祉・介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）… 所定単位の5.5%を加算

※指定要件を満たした場合は、下記を加算させていただきます。

・初回加算…200単位

・緊急時訪問加算…100単位

○同行援護

	30分未満	30分～ 1時間未満
単位数	190単位	300単位
利用者負担額	190円	300円

※1時間以上の利用料金については担当者にお尋ねください。

※日中（8時から18時）以外の時間帯については、別途料金加算が発生します。

早期（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時） → 25%割増

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）… 所定単位の27.4%を加算

※福祉・介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）… 所定単位の5.5%を加算

※指定要件を満たした場合は、下記を加算させていただきます。

・初回加算…200単位

・緊急時訪問加算…100単位

○移動支援

サービス内容		時間	利用者負担額
個別支援	身体介護無	0.5時間	78円
	身体介護有	0.5時間	105円
	行動援護	0.5時間	147円
グループ支援	2分の1以上	0.5時間	47円
	3分の1以上2分の1未満	0.5時間	38円
	4分の1以上3分の1未満	0.5時間	31円
	4分の1未満	0.5時間	23円

(2) キャンセル料

訪問直前のキャンセルや、連絡を頂かないままヘルパーが訪問しお留守であった場合等、キャンセル料として1回1,000円をいただきます。出来るだけ前日までにその旨をご連絡ください。

☆ 連絡先 (084) 973-6455 (ヘルパーステーション城北)

(3) その他

① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者様のご負担になります。

② 利用料金のお支払方法

○現金集金

翌月10日から27日の間に訪問させていただきますので、その時にお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書をお渡し致します。

○口座自動引き落とし

事業所所定の用紙に記入して頂き、翌月より毎月27日(土・日・祝祭日の場合はその翌日)に、指定の口座より利用料を引き落とさせていただきます。領収書はご自宅にお届けします。

6. 運営方針

- (1) 福山医療生活協同組合ヘルパーステーション城北は、居宅介護の必要がある利用者に対し、日常生活を営むことが出来るよう、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて、入浴・排泄・及び食事等の介護、調理・洗濯・及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたるサービス、移動支援を提供します。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業、運営等毎年度計画を作成して実施しております。事業計画、財務内容等は閲覧できます。ご希望の方はお申し出下さい。
- (4) 当生協では、ハラスメント防止の指針に基づき、対策を講じています。

7. 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

福山医療生活協同組合 ヘルパーステーション城北	電話番号	(084) 973-6455
	FAX番号	(084) 921-6465
	責任者	牧野美幸
	対応時間	平日 8:30~17:00 土曜 8:30~12:30

- (1) 苦情を受けた場合、責任者は直ちに利用者宅に行くなどして事情を聴き、苦情の詳細を確認し、管理者に報告する。
- (2) 苦情の内容を確認した後、速やかに関係者を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催する。
- (3) 検討会議の結果をまとめ、速やかに具体的な対応を指示する。同時に利用者にも説明し、必要な対応を行う。
- (4) 苦情処理結果を台帳に記録する。また、再発防止に努めるよう全職員に徹底する。

○次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

福山市役所 障がい福祉課	所在地	福山市東桜町3-5
	電話番号	(084) 921-2111 (福山市市役所総合) (084) 928-1208 (障がい福祉課直通)

8. 当医療生協の概要

名称・法人種別	福山医療生活協同組合
代表者名	服部融憲
本社所在地・電話	福山市木之庄町2-7-2・(084) 973-2280
業務の概要	医療福祉事業
事業所数	7ヶ所

【説明確認欄】

_____年 _____月 _____日

障がい福祉サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 福山市木之庄町二丁目7番2号
 法人名 福山医療生活協同組合
 代表者名 服部融憲 (印)

(事業所) 所在地 福山市木之庄町三丁目6番10号
 事業所名 福山医療生活協同組合
 ヘルパーステーション城北

説明者 _____ (印)

障がい福祉サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ (印)

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ (印)